

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.51	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	（*は、採取者測定）		―――			―――		―――		
―――		―――		―――			―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	14.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.40	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.54	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	（*は、採取者測定）		―――			―――	―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.50	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定 上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.52	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.2 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.58	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		2.1 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.54	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.4 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

精製

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.19	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――			―――		―――		―――
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	16.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.46	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---		mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---		mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---		mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.37		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---		mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0	mg/L	（※は、採取者測定）		---		---		---		---			
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---		mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---		mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---		mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.76		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---		mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0	mg/L	(*は、採取者測定)	---		---			---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。														

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.76	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	8.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.38	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.34	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び3,4,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.47	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ホル-1,2-ジクロロエチレン及びトリホル-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	三ノ宮 西田系		
採取場所:	三ノ宮郵便局		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年1月14日		
採取時刻:	09:45		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年1月14日 ~ 令和7年1月20日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	7.0	℃	:水 温: 7.0

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

文部科学省

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.81	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



Seal of the Ministry of Education, Imperial University of Tokyo

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.67	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.76	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.89	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---		mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---		mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---		mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---		mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9	mg/L	（※は、採取者測定）		---		---		---		---			
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	14.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸気残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.24	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	丹波中央 わらび系
採取場所:	北久保公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和7年1月14日
採取時刻:	11:10
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和7年1月14日 ~ 令和7年1月20日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	8.0 ℃ : 水 温 : 5.5 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	14.9 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.60	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジシ-1,2-ジクロロエチレン及びトシス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――			―――	―――		―――	
―――		―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.49	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.52	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.51	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――			―――	―――			
―――		―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.40	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判	定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.53	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.51	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.2 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



Seal of the Ministry of Education, Imperial University of Tokyo

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	8.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.54	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										